

200929020A

厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（田島班）

（H21-障害-一般-001）

平成21年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 田島 良昭

平成22（2010）年5月

目次

I. 総括研究報告	02
触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究	
田島良昭（社会福祉法人 南高愛隣会 理事長）	
II. 分担研究報告	
1. 刑事法学からの触法・被疑者の実態調査と現状分析	
藤本 哲也（中央大学法学部教授）	
2. 弁護活動と福祉との連携に関する研究	
荒 中（荒・大橋法律事務所、日本弁護士連合会 副会長）	
3. 法務と福祉の接点である更生保護に関する研究	
浜井 浩一（龍谷大学法科大学院 教授）	
4. 福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究	
小林 繁市（社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 太陽の園 総合施設長）	
5. 地域団体の支援の現状と可能性に関する研究	
松友 了（社会福祉法人 南高愛隣会 東京事業本部 本部長）	
6. 「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」の補足研究	
研究代表者補佐：松村真美（社会福祉法人 南高愛隣会 常務理事）	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	
IV. 研究成果の刊行物・別刷	

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (H21-障害-一般-001)

研究代表者：田島 良昭 (社会福祉法人 南高愛隣会 理事長)

研究分担者：藤本哲也 (中央大学法学部 教授)

荒 中 (荒・大橋法律事務所、日本弁護士連合会 副会長)

浜井浩一 (龍谷大学法科大学院 教授)

小林繁市 (社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 太陽の園 総合施設長)

松友了 (社会福祉法人 南高愛隣会 東京事業本部 本部長)

研究代表者補佐：松村真美 (社会福祉法人 南高愛隣会 常務理事)

A. 研究目的

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究 (田島班)」を、厚生労働科学研究 (障害保健福祉総合研究事業) として平成 18 年度から 3 年間実施し、現状を明らかにすると共に、支援策について具体的な政策の提言を行なった。その動きはメディア等に大きく取り上げられ、関係者を中心に社会の強い関心を呼んだ。その影響もあり、政府は平成 21 年度より法務・厚生労働の両省を中心に、積極的な施策を開始することを検討するに至った。

しかし、この研究は「罪を犯した障害者」であるが、矯正施設の出所者に限定したものであった。それゆえ、更生保護事業と福祉の連携・連動がシステムとして提起された。この研究の中から、触法・被疑者となった高齢・障害者の問題が浮上してきた。すなわち、逮捕され明らかな犯罪事実が認められたが、不起訴処分や起訴猶予処分になった者及び執行猶予付判決になった高齢・障害者について、福祉的な支援の必要性が浮上してきたのである。

この「触法・被疑者」は、矯正施設に入所しないため、その特性に応じた矯正・教育がなされない。そのため、再犯に対しての効果的な予防策が不備である。そこに、福祉の役割が期待されるが、触法・被疑者の実情さえも把握さえしておらず、具体的な方策に至っては、明確に示される形では整理されていない。しかしながら、施設等の現場に於いては、しばしば直面する日常的な問題であり、早急に課題を分析し方策を明らかにする必要がある。

この部分に関しては、刑法による保安処分が粗上上がることもあり、精神障害者に対しては医療観察法が制定され、具体的に施行されている。それらの制度との区別を明確にしながら、福祉的な対応が具体的に提起されなければならない。それは、地域の中における処遇を前提とするものである。そして、司法はもちろん、警察

との連携も必要と考えられ、省庁を横断する情報の整理と対策が求められる。

この研究は、「触法・被疑者」の実態を明らかにすると共に、司法・警察両分野との連携を踏まえて、福祉サイドにおける支援策の枠組みを明らかにし、「提言」としてまとめるものである。

そのことを通じて、高齢・障害者の再犯を防ぐことに寄与する。この件については、わが国においては、未だ十分な研究がなされておらず、その意味では国際的状況の調査を必要とすると考えられる。

B. 研究方法

触法・被疑者となった高齢・障害者の更生・社会復帰には、刑事司法制度と社会福祉制度との連携が重要である。微罪処分、不起訴、起訴猶予等により、刑事司法制度からダイバートされ、施設内処遇を受けることができず、また帰るべき家庭からも拒絶され、居場所を喪失してしまう蓋然性の高い、触法・被疑者となった高齢・障害者に対する、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携による支援の網、社会のセーフティネットをどのように構築するかという課題に対し、研究代表者の元に、以下の 5 人の研究分担者を配置し、各課題に対応して調査分析やモデル事業を実施し、有効な支援のあり方を探る。

3 年間の取り組みを前提として、多面的・重層的に行われる。学術的には、法学・犯罪学・社会学・心理学・教育学・社会福祉学等の多岐にわたり、行政的な枠組みとしては福祉的支援の体制の確立である。

主な研究方法は以下の通りであり、流れについては図-1 を参照。

(1) 田島良昭研究代表者

平成 21 年度
・ 触法・被疑者の社会福祉施設での受け入れ（再訓練のモデル事業）
平成 22 年度
・ 全国 5 か所での「地域社会内訓練事業」（仮称）のモデル的实践と分析
平成 23 年度
・ 全国 5 か所での「地域社会内訓練事業」（仮称）のモデル的实践としくみ作り

・ 法務と福祉の接点である更生保護との連携の検討
・ 4 号観察者と更生緊急保護の動向についての統計分析
・ 高齢・障害をもつ被告人等に対するイタリアの刑事司法の対応の文献調査を実施
平成 22 年度
・ 知的障害または高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関する調査
・ 触法高齢者・障害者への処遇に関する調査（更生保護施設対象）
平成 23 年度
・ 提言の整理とまとめ

(2) 「刑事法学からの触法・被疑者の実態調査と現状分析」(担当:藤本哲也研究分担者)

平成 21 年度
・ 起訴・不起訴・起訴猶予処分に至る実態調査
・ 刑事裁判における触法被疑者の歴史の変遷
・ ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続きに関する裁判官マニュアル紹介
・ 微罪処分、不起訴処分における実態調査について警察庁・検察庁との協議
平成 22 年度
・ 起訴猶予処分になり保護観察所に更正緊急保護の申出を行った者のうち、知的障害を有する疑いのある者のサンプル調査と分析
平成 23 年度
・ 海外における被疑者・触法障害者に対する刑事法制度と社会福祉制度の連携の文献調査と現地調査

(5) 「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究」(担当:小林繁市研究分担者)

平成 21 年度
・ 福祉施設における触法・被疑者（高齢・障害者）の実態
・ 触法・被疑者（高齢・障害者）の具体的取り組みの検討
・ 海外における触法・被疑者（高齢・障害者）への支援の現状
平成 22 年度
・ 北海道におけるネットワークの構築による受け皿の整備
・ 北海道での「地域社会内訓練事業」（仮称）モデル的实践
・ 北海道での触法・被疑者支援へのネットワークづくり
平成 23 年度
・ 北海道での「地域社会内訓練事業」（仮称）モデル的实践
・ 海外の地域団体の触法・被疑者（高齢・障害者）への支援の現状

(3) 「弁護活動と福祉との連携に関する研究」(担当:荒中研究分担者)

平成 21 年度
・ 刑事裁判における高齢・障害者の弁護活動の実態
・ 裁判員制度で対象となった843件の分析
・ 「障害者刑事弁護サポートセンター」の活動から見えてきた課題分析
平成 22 年度
・ 「被疑者国選弁護人へのサポート事業(仮称)」のモデル的实践(全国5か所)
・ 法テラスや後見人制度の活用と生活保護の円滑な活用の検討
平成 23 年度
・ 「被疑者国選弁護人へのサポート事業(仮称)」継続実施とコーディネーター養成
・ セーフティーネットの構築に向けた活動

(6) 「地域団体の支援の現状と可能性に関する研究」(担当:松友了研究分担者)

平成 21 年度
・ 地域団体が把握する触法・被疑者（高齢・障害者）の実態
・ 地域団体による触法・被疑者（高齢・障害者）への支援の検討
・ 海外の地域団体の触法・被疑者（高齢・障害者）への支援の現状

(4) 「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」(担当:浜井浩一研究分担者)

平成 21 年度

(倫理面への配慮)
モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

本年の各研究グループの主な研究結果は下記の通りである。

○ 社会福祉法人南高愛隣会（長崎県）における再訓練事業のカリキュラムの分析（田島研究代表者）

触法・被疑者となった高齢・障害者は矯正施設に入所しないため、再犯に対しての効果的な予防策が不備な状況にある。このような「反社会的行為」に対する福祉サイドからの取り組みとして、社会福祉法人南高愛隣会（長崎県）において実施されている、「再訓練事業」のカリキュラムの分析を行った。

社会福祉法人南高愛隣会は、昭和52年10月に設立された社会福祉法人である。地域移行を進めて行く中で、反社会的行為によって地域での生活を続けられなくなった人への福祉サービスの必要が出てきて、「再訓練事業」の設置に至った。

「再訓練事業」は「共同生活援助・共同生活介護」と「就労移行支援、自立訓練（生活訓練）」の機能を活用して、両者が一体となって行われている。

これまでの「再訓練事業」の実施者は31名である。主な特徴としては、男性が27人（87%）、女性が4人

（13%）と男性の方が多い。再訓練理由としては「窃盗」が15件と最多であり、「異性問題（性）」9件、「暴力」「家宅侵入」4件、「喫煙」「通貨偽造・行使」「脅迫」「放火」1件となる。いずれも対象となっているのは犯罪に該当する行為である。また29名（93%）が家庭環境に問題性がある。

再訓練にあたっては、再訓練の必要性を判定する「特別指導判定委員会」と再訓練の終了判定・内容検証を行う「特別指導終了・検証委員会」を設けているのが大きな特徴である。あえて豊かさ、幸せとは逆向きの支援を行うにあたって、責任者一人の判断だけでなく、多角的な角度からの検討が可能になるこの仕組みは、適切な支援を行うにあたって有効になっている。

「再訓練事業」のカリキュラム分析からは、①「社会的ルール」の逸脱に対する福祉側のアプローチとして有効であること、②制度化にあたっては「人権擁護」の観点から「特別指導判定委員会」「特別指導終了・検証委員会」にあたるオンブズマンセンターの充実が必要なが見えてきた。

○ 「刑事法学における現状調査研究・分析」（藤本研究分担者）

①裁判前段階（警察・検察・裁判所）における触法障害者の実態調査と、②海外（アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、イギリス）における被疑者・触法障害者に対する刑事法制度と社会福祉制度の連携の文献調査を実施した。

①については、警察庁と検察庁の統計を分析調査した上で、警察庁と検察庁に問い合わせた結果、微罪処分、不起訴処分の双方の刑事手続きにおいて、警察庁と検察庁はIQ等の指標によって、被疑者を区別していない状況にあるという回答を得た。現在は起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った者のうち、知的障害を有する疑いのある者のサンプル調査について法務省保護局と検討し、調査を行った。

②については、ニュージーランドのマッカレー裁判官の協力により、「ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続きに関する裁判官マニュアル」について文献紹介を行った。

ニュージーランドでは2004年に①「2003年刑事手続（精神障害者）法」（Criminal Procedure[Mentally Impaired Persons]Act 2003）、②「1992年精神保健（強制的評価及び処遇）法」（Mental Health[Compulsory Assessment and Treatment]Act 1992）、③「2003年知的障害（強制的保護及び社会復帰）法」（Intellectual

Disability[Compulsory Care and Rehabilitation]Act 2003)の3つの関連法が制定された。精神障害者に関しては5段階の刑事手続がとられていることが明らかになった。

○ 「弁護活動と福祉との連携に関する研究」(荒研究分担者)

司法制度改革に伴い裁判員制度と被疑者国選制度がスタートした。新しくスタートした両制度において、要支援高齢者・障害者の置かれた立場と、弁護士が直面する課題点を明らかにするために調査分析を行った。

具体的には、被疑者段階・公判段階での問題点を洗い出したうえで、近時新たに導入された裁判員制度や日本司法支援センター固有の問題点を洗い出す作業を行った。これらの課題を前提として、近時福祉との連携をしながら効果的な弁護活動をしようとする試みや、弁護士会として触法障がい者をサポートする動きについての実態調査及び分析を行った。

その上で、現段階で考え得る方策として、①関係法規の改正、②障害に気がつくためのチェックリストの作成や福祉関係諸制度との連携強化を含めた具体的事案での弁護活動の改善、③捜査機関・裁判所等の公的機関の対応改善、等の提言・提案がなされた。

○ 「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」(浜井研究分担者)

高齢者や障害者が比較的軽微な犯罪で被疑者・被告人となった際に、拘禁を回避するためにどのような仕組み(支援)が必要であるかについて、①警察・刑事司法統計(検察、矯正、保護統計年報)の分析、②更生保護施設及び保護観察所等を対象に保護観察処遇や更生緊急保護の高齢者・障害者に対する実態調査、③諸外国(北欧、イギリス、イタリア、フランス、台湾、韓国)における触法高齢者・障害者を巡る司法と福祉の連携の文献調査、④未決拘禁者を含む被疑者に対する社会的援助による拘禁回避について研究を行った。

①については2001年から2008年の更生保護における4号観察者と更生緊急保護の動向を調査した。③についてはイタリアの刑事司法の流れを明らかにし、その中でソーシャルワーク的な視点から被疑者・被告人・受刑者の支援を行う「CASSA」という組織の可能性を検討した。

イタリアではCASSA(Center of Social Service for Adults)と呼ばれる組織が矯正局内に存在している。ここが、刑事司法の各段階でソーシャル・ワーク的な視点

から被疑者・被告人・受刑者のニーズを調査し、行政当局や審判所との調整を行い、助言指導・勧告を含めた介入を行う。CASSAという組織が存在することによって、刑事司法において社会福祉的な視点がいきわたり、刑の執行段階において、人道的に更生に資する刑罰の執行という憲法の基本理念が担保されているといえる。

④については刑事訴訟法的視点からの検討を行い、拘禁回避・短縮に関するモデル試案を提言した。

○ 「福祉施設の支援の現状調査研究・分析」(小林研究分担者)

①触法・被疑者となった障害者(知的障害者、発達障害者、高齢障害者)への福祉的支援について、②デンマークにおける触法知的障害者等に関する刑事司法制度と支援の現状について研究を行った。

①については国内の福祉施設(知的障害者施設、救護施設)、相談支援機関(広域相談支援事業所、発達障害者支援センター)、特別支援教育(高等特別支援学校)における、触法・被疑者となった障害者の実態・処遇についてのアンケート調査を実施し、その調査結果を基に実態・課題を分析し、①地域生活定着支援センター関係、②福祉施設の支援における条件整備について、③地域生活個別支援特別加算、等についての制度的提言にまとめた。

②については文献調査を行った。デンマークは福祉先進国であり、触法知的障害者の矯正教育は独自の施策を実施している。触法知的障害者の5段階の保護観察所処分制度と専用知的障害者福祉施設における矯正教育制度が明らかになった。

○ 「地域団体の支援の現状調査研究・分析」(松友研究分担者)

地域団体である育成会(親の会、家族会、当事者団体)を対象に、民間地域団体が触法高齢者・障害者の支援を行う可能性、課題点、支援を行うために必要な条件整備について、①育成会と触法障害者との関わりについてこれまでの歴史の整理・評価、②当事者団体3名にインタビュー調査を実施し、当事者団体が触法・被疑者の支援を行う可能性を検討した。

D. 考察

1) 研究成果の学術的意義について

藤本分担研究者が紹介したニュージーランドにおける精神障害者犯罪者の手続きについては、貴重な文献であ

りわが国の知的障害犯罪者の刑事手続きを検討する際に参考になる。

浜井分担研究者が明らかにした、4号観察者と更生緊急保護の動向についての統計分析は、触法・被疑者となった高齢・障害者の、特に知的障害者に関する動向は「不詳」等が多く正確には把握しきれない。ただし、人口比等を考慮すると、潜在的に知的障害者が存在している可能性は高く、また更生緊急保護では、年々その人員は増加しているものの、更生保護施設から福祉施設等につながっているケースが非常に少ないことが明らかになった。

松友分担研究者の育成会が触法・被疑者となった知的障害者への支援についての関わりを探った研究については、「地域団体」として今後支援の方向性を模索する上で指針となる研究となった。

2) 研究成果の行政的意義について

「触法・被疑者」となる高齢・障害者については、その特性に応じた再犯に対しての矯正・教育等の予備策が不備な状況にある。

しかしながら現状においては「触法・被疑者」となる高齢・障害者の実情や実態が把握できていないため、具体的な施策の確立までに至っていない。

荒分担研究者による調査結果から、福祉的な支援が必要な「触法・被疑者」について、現状では「良質かつ適切」な弁護活動を行うための生活支援を含む、法律職と保健・医療職等、福祉職との連携が不十分なまま弁護活動が行われていることが明らかになった。

藤本研究分担者による国際的状況の調査、浜井研究分担者による統計分析は、「触法・被疑者」の高齢・障害者の実情や実態を把握する上で参考になる。

これらの実情や実態の把握をふまえ、先駆的な事業である社会福祉法人南高愛隣会の「再訓練」事業のカリキュラム分析を行ったことは、不足している「触法・被疑者」の高齢・障害者への新たな福祉的な支援を行う行政的な仕組みづくりにつながるものとして期待される。

E. 結論

本年の研究結果から「触法・被疑者」となる高齢・障害者の現状として、以下の3点の課題が見えてきた。

第一には「触法・被疑者」となる高齢・障害者への「良質かつ適切」な弁護活動が未整備である現状である。「触法・被疑者」となった高齢者・障害者については、「良質かつ適切」な弁護活動を行うための生活支援を含む保健・医療、福祉的な支援の必要性が指摘されてきた。しかし現状では、法律職と保健・医療職等、福祉職との連

携が不十分なまま弁護活動が行われ、要支援高齢者・障害者にとって不利益な状況を生んでいることが、荒研究分担者による調査結果からも明らかになった。司法制度改革によって、裁判員制度と被疑者国選制度がスタートし、司法のありかたが大きく変わる中で、「権利擁護」だけでなく、以上のような不十分な側面が大きくクローズアップされる可能性も充分あり、これに対する迅速かつ適切な対応が集眉の急となっていることが改めて示された。

第二には、「触法・被疑者」となる高齢・障害者について、その特性に応じた再犯に対しての矯正・教育等の予備策が不備な状況である。実刑には至らないものの犯罪事実が認められるいわゆる「反社会的行動」は、小林分担研究者の調査結果が示すように、福祉の現場においては日々直面している問題であり、再犯防止の観点からそのような機能・制度の必要が指摘されてきた。

一方、荒分担研究者の調査結果からは、福祉的な支援が必要であり、通常の矯正・教育の中では効果的な改善更生が期待できないにも関わらず、実刑の判決を受ける者が多いこと。また、福祉的な支援体制が認められた際に、不起訴処分や起訴猶予処分となった事例が報告され、再犯防止を担う矯正施設の代替施設があれば、不起訴処分や起訴猶予処分につながると、その必要性が司法サイドからも指摘されることとなった。

第三には、以上の課題点が指摘されるにも関わらず、「触法・被疑者」となる高齢・障害者の実情や実態が数値として把握できていないことは、具体的な施策の確立を行う上での大きな課題点となっている。

第一、第二の課題点を踏まえ、「触法・被疑者」となった高齢・障害者への支援にあたっては、以下の2つの事業が必要と考える。制度設計にあたっては、平成22-23年に厚生労働科学研究にてモデル事業を実施し課題点の分析を行いたい。

また第三の課題点については、藤本研究分担者が法務省保護局と検討している、起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った者のうち、知的障害を有する疑いのある者のサンプル調査及び分析を、平成22-23年に引き続き実施をしたい。

○ 「地域社会内訓練事業（仮称）」

「地域社会内訓練事業（仮称）」とは、社会福祉法人南高愛隣会での「再訓練事業」をモデルとして、「触法・被疑者」となる高齢・障害者への矯正・教育等を実施する事業である。平成22年には全国5か所でモデル事業を実施する。

なお制度化にあたっては、第二の入所施設となることを防ぎ、人権擁護の観点からも、訓練の始めと終わりに処遇の必要性や中身を検討するオンブズマンセンターの充実や、事業の委託先について等のより詳細な検討が必要である。

事業の詳細については図-2を参照。

○ 「被疑者国選弁護人へのサポート事業」

被疑者国選弁護人を障害者や高齢者に詳しい弁護士を配置した相談窓口を設けサポートする「被疑者国選弁護人へのサポート事業」をモデル事業として全国5か所で実施し、コーディネーターの養成と被疑者国選弁護人のサポートに取り組む。

モデル事業の詳細は図-3を参照。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

なし

図-1 流れ図 触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究

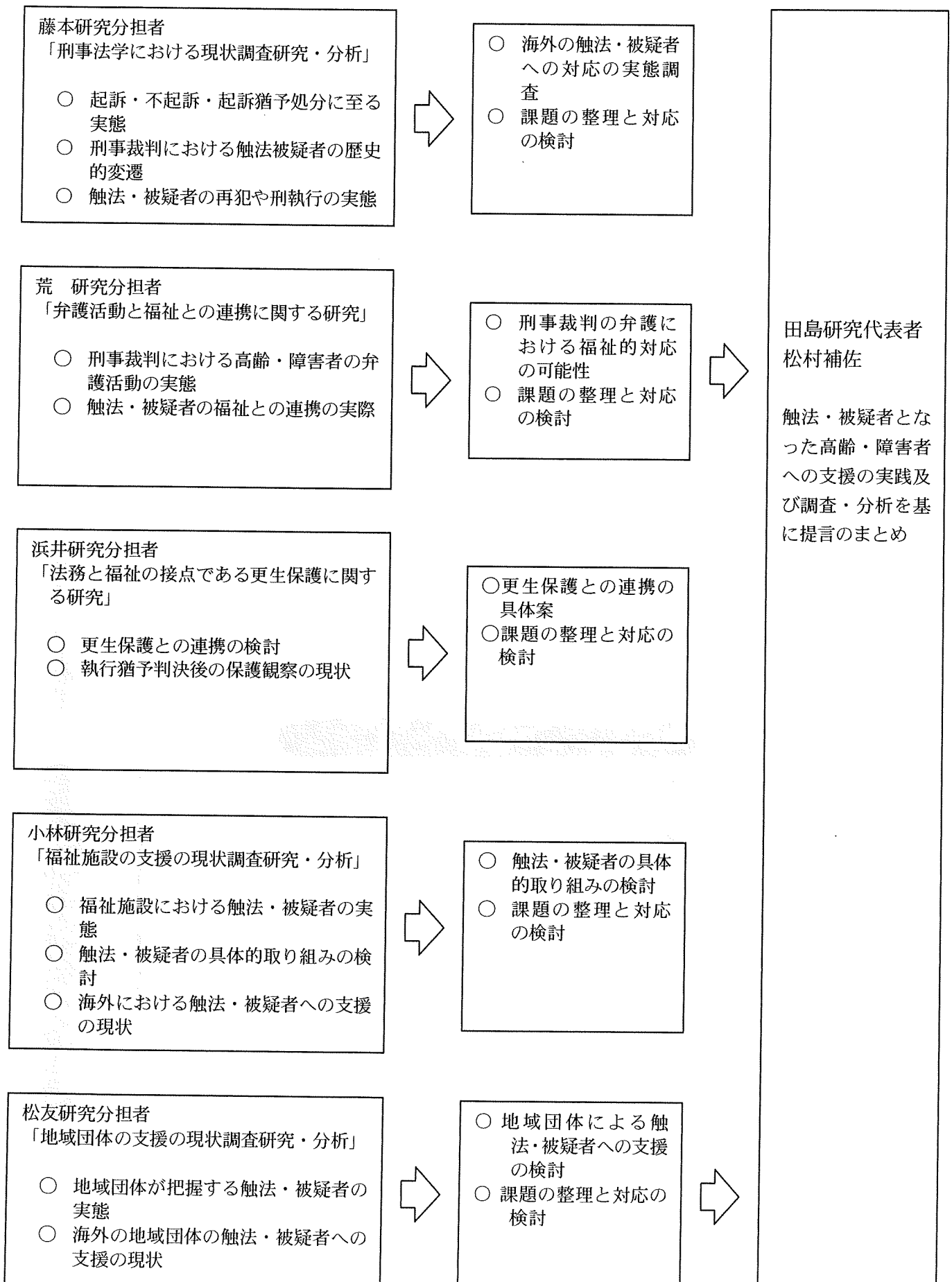
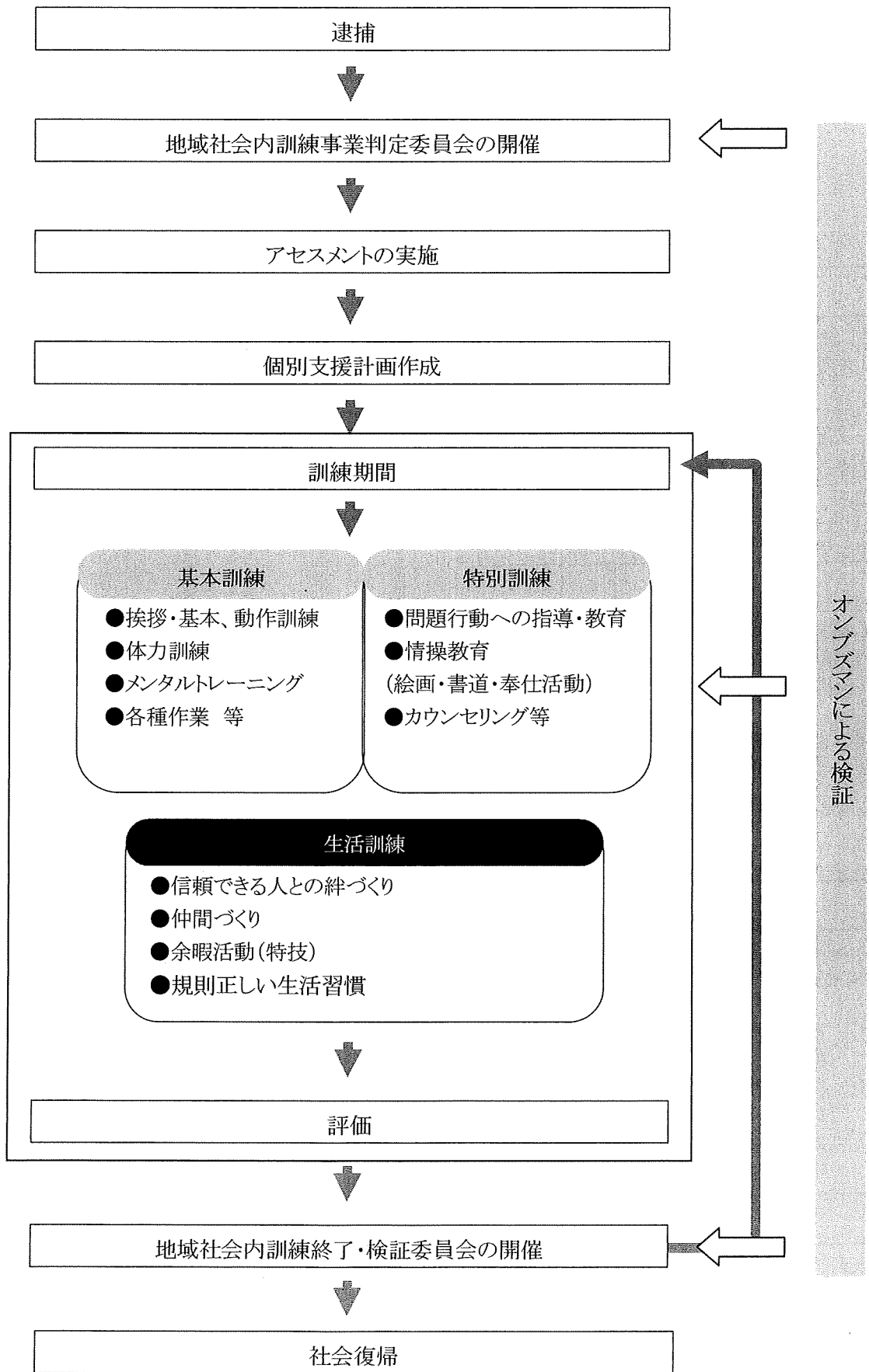
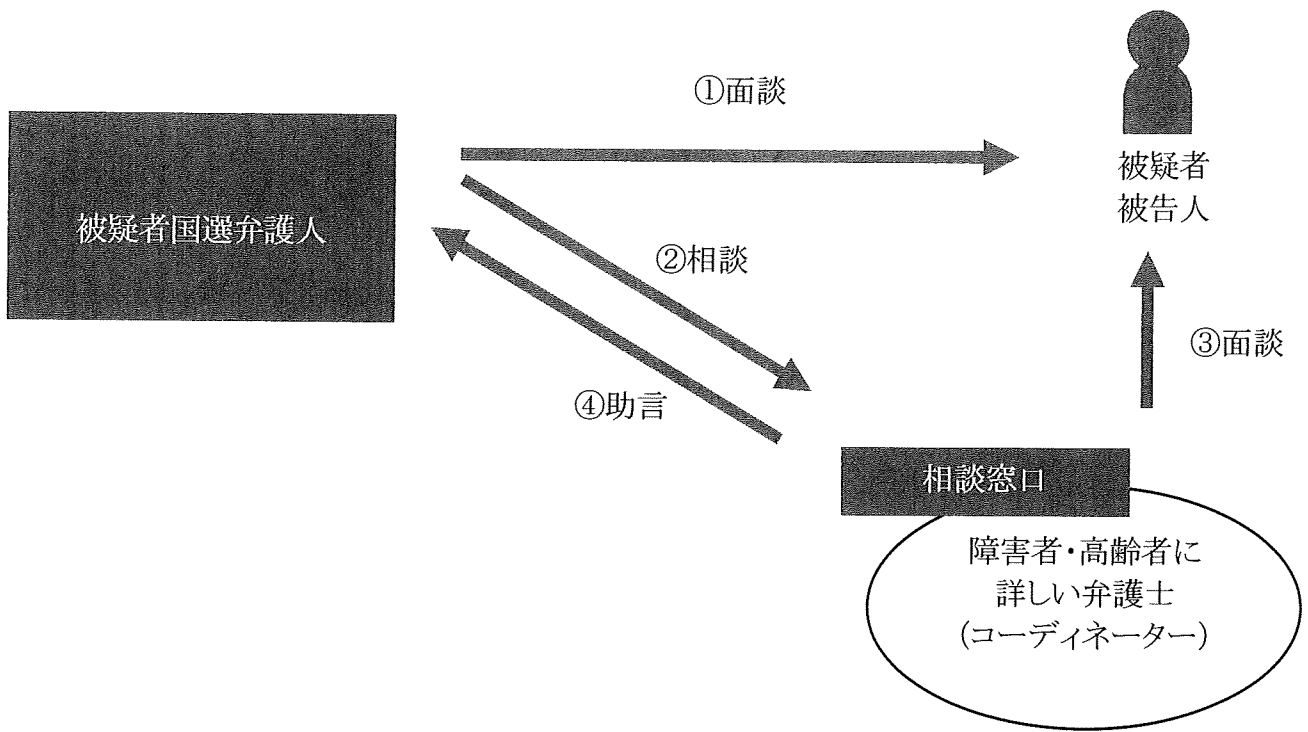


図-2 「地域社会内訓練事業（仮称）」のモデル事業の実施（案）



※この流れ図は、現時点でのイメージでありモデル事業を実施し検証を行っていく

図-3 被疑者国選弁護人へのサポート事業 (案)



※この流れ図は、現時点でのイメージでありモデル事業を実施し検証を行っていく

研究分担者 藤本哲也 (中央大学法学部教授)

A. 研究目的

研究分担者・藤本グループにおける研究テーマは、「刑事法学からの触法被疑者の実態調査と現状分析」である。すなわち、本研究においては、触法被疑者に関する我が国における警察庁、検察庁などの統計、並びに、ニュージーランド、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアなどの、触法被疑者に関する諸外国の統計をリサーチし、触法被疑者の実態を可能な限り明確に把握した上で、その現状分析を行い、そのことによって、触法被疑者の改善更生・社会復帰のための政策を一步でも前進させ、触法被疑者の人権保障を貫徹させるということが、藤本グループのテーマである。

そして、このような、触法被疑者、とりわけ知的障害犯罪者の改善更生・社会復帰というテーマから、刑事司法制度と社会福祉制度との連携ということが、最大の関心事として立ち現れるのである。換言すれば、知的障害犯罪者の人権保障の貫徹の観点から、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携のあり方の探求という関心事が導出されることになる。つまり、より具体的にいえば、微罪処分、不起訴、起訴猶予等により、刑事司法制度からダイバートされ、施設内処遇を受けることができず、また、帰るべき家庭からも拒絶され、居場所を喪失してしまう蓋然性の高い、知的障害犯罪者に対する、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携による支援の網、すなわち、セイフティネットをどのように構築するかということがその課題である。そこで、本研究においては、このテーマ及び関心に沿って、欧文の文献並びに統計資料に基づいて、諸外国における知的障害犯罪者に対する刑事政策的・社会政策的施策についての、文献調査及び理論的研究を行い、知的障害犯罪者の人間としての尊厳を確保すべく、積極的な提言並びに政策を公表していきたいと考えている。

このような課題に取り組む目的は、以下のとおりである。

我が国の刑事司法制度においては、刑事訴訟法第 246 条但書、並びに犯罪捜査規範第 198 条を根拠規定として、警察段階においては微罪処分、刑事訴訟法第 248 条を根拠規定として、検察段階においては起訴猶予という猶予制度が存在する。この猶予制度は、研究分担者が、長年にわたって刑法学会や犯罪社会学会等において主張する、ラベリング理論という犯罪学理論が導出した、ダイバー

ジョンという刑事政策的手段によって、理論的深化が図られてきた。すなわち、学理的に、猶予制度は、犯罪者に対する烙印押しを回避し、できる限り早期の段階において、地域社会へ犯罪者を社会復帰させることを可能にするという機能を有するものとして、現在の刑事法学界においては一般的な認識として共有されるに至っているといえる。そして、確固たる科学的裏づけを有する犯罪学理論をバックボーンとして存在する我が国の猶予制度が、犯罪抑止に対して絶大なる効力を有していることは、東京ルールズに代表されるように、公共の財産となっているのである。

しかしながら、このように、実証研究による裏付けを経た科学的犯罪学理論を基盤とし、かつ、学理的にも正当性を主張することが十分に可能な猶予制度にも欠点は存在しており、それはまさに、刑事手続の早期の段階において、生物学的・心理学的視点からすれば、社会的保護の措置がとられる必要性が高いと思われる犯罪者、とりわけ知的障害犯罪者を、何らの刑事政策的処置を施すこともなく、再び地域社会へと帰してしまう可能性があるという点である。

本研究の研究代表者である社会福祉法人南高愛隣会 (コロニー雲仙) 理事長田島良昭氏は、知的障害犯罪者の犯罪傾向として、窃盗罪、詐欺罪という財産犯、放火罪という公共危険犯、強制わいせつ罪、強姦罪といった性犯罪等を犯す傾向があることを指摘しておられるが、この指摘から導出される合理的な推論を試みると、知的障害犯罪者の特徴は、第 1 に、生活苦の状況にあるということ、第 2 に、犯罪動機に利欲的な性向が看取されるということ、第 3 に、性欲を抑制することが困難な者も存在するという点である。

そうだとすれば、このような特徴を有する知的障害犯罪者を、微罪処分、起訴猶予によって、その犯罪の要因となったものを何ら矯正することなく社会に復帰させたとしても、知的障害者が累犯者となる蓋然性が高度に見込まれることになり、知的障害者が地域社会において、再び個人として、尊厳を持って、人間に値する生活を送ることができるようになることは望むべくもないということになるであろう。そういう意味合いにおいては、日本国憲法が保障する基本的人権の享有を、知的障害者に全うさせることにはならないのである。知的障害犯罪者に早期に対応することは、知的障害者を取り巻く社会的

環境の安全、ひいては、国家の安全を担保するためにも必要なことであり、この点に関しては、現在の刑事司法制度そして社会福祉制度の下では、知的障害犯罪者の保護はいうまでなく、社会の安全・安心も、十分に保障されていないのではないかという懸念を禁じ得ないのである。

それゆえに、犯罪学理論から導出される刑事政策理論ないし刑事司法理論においては、ダイバートされたか、あるいはダイバートされる蓋然性が高い、知的障害犯罪者に対する処遇を、法務省サイドと厚生労働省サイドの制度的観点から、理論的にも、実務的にも、行う必要性が不可欠となっているように思われるのである。

そして、そのような観点からは、現行刑事司法制度から排除されてしまう知的障害犯罪者の処遇に際しては、やはり、セイフティネットとして、社会福祉行政をはじめとする、社会福祉制度が考察の俎上に上がってくることになるであろう。すなわち、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を、理論的に考察する必要性が不可欠となるのである。そして、こうした観点からの理論的検討は、生存権を保障する、日本国憲法の指針する福祉国家思想にも合致し、学問的正当性を獲得するものであると確信する。つまり、国家並びに社会は、知的障害犯罪者の最後の1人まで、再社会化させることこそが、その最大の責務なのではなかろうか。それによって、世界人権宣言、国際人権規約、そして日本国憲法の最大の眼目たる、基本的人権の保障が全うされるものと考えられるのである。

そして、このような学理的、形而上学的活動を、形而下学的活動へとパイパスし、学問的活動と実務を結合する制度として、厚生労働省サイドにおいて制度的に結実した、「地域生活定着支援センター」や、「触法障害者地域移行支援事業」が、極めて重要な実務的政策として、考察の俎上に上ってくることにもなるのである。

以上において明らかになったと思われるが、本研究の目的は、知的障害犯罪者の基本的人権の保障を全うするために、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を理論的・学理的に探求することにあるのであり、その必要性は、犯罪学理論並びに刑事法理論そのものから、内在的に発生しているものであるともいえるのである。

B. 研究方法

平成 21 年度

- ・ 起訴・不起訴・起訴猶予処分に至る実態
- ・ 刑事裁判における触法被疑者の歴史的変遷
- ・ 触法・被疑者の再犯や刑執行の実態
- ・ 海外の触法被疑者への対応の実態調査

研究計画・方法について、まず、期間の点に関しては、3年間という期間を前提条件として、多面的・多角的に学理的・理論的考察を実行する予定であり、研究手法は、主として文献調査であり、副次的には、実態調査とサンプル調査も行う予定である。

次に、学際的には、主として諸外国の犯罪学、法学、心理学、社会福祉学、社会政策学等の、欧文文献を引用文献並びに参照文献として、学理的・理論的研究を行う。具体的には、ニュージーランド、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア等の主として英語圏の文献を調査研究することによって、知的障害犯罪者に対する刑事司法制度と社会福祉制度との連携を研究していくことにしたい。ここで、主として英語圏の欧文文献を研究する理由としては、犯罪学理論として、現在、もっとも科学的に充実している外国と考えられるのが、アメリカを中心とする英語圏であり、したがって、最先端の理論を獲得することが可能であると考えられるからである。

また、実務的には、厚生労働省、法務省、警察庁、総務省等の省庁による統計、具体的にいえば、司法統計年報や矯正統計年報やその他の白書等の統計を分析、把握することによって、研究を進めていく予定である。その際、たとえば、法務総合研究所の研究官、法務省保護局総務課、観察課、更生保護振興課、保護観察所等の専門官の方々等を、研究協力者・助言者として委嘱し、研究の基礎資料や各種データを御教示していただくことを希望したい。

なお、研究期間として、3年間ということから考えて、1年目、すなわち平成 21 年度は、我が国における知的障害犯罪者、とりわけ、刑事司法制度の警察段階と検察段階においてダイバートされた知的障害犯罪者の数値を確認することをはじめとする、知的障害犯罪者の処遇実態の調査に着手して、サンプル調査を実行する予定である。

(倫理面への配慮)

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルに

パスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。

4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

1) ニュージーランドにおける知的障害犯罪者関連法

① ニュージーランドにおける知的障害犯罪者関連法

ニュージーランドの刑事手続における被告人の精神状態は、①正式事実審理を受けることの適切性、②精神異常の抗弁、③量刑と関連しているといわれる。

2004年までは、知的障害をもった被告人は、精神保健手続のもとで取り扱われており、特定の施設がなかったがために、被害を受けることが多かったようである。しかしながら、2004年からは、3つの関連法が制定されたがために、その取り扱いに変化がみられたようである。3つの制定法のうちの最初のもは、被告人が「精神障害」あるいは「精神異常」があるかどうかを決定するための手続を定めた法律であり、残りの2つは、精神病あるいは知的障害があるとされた者に対する、様々な決定過程を取り扱う法律である。

具体的に、その3つの法律とは、①「2003年刑事手続（精神障害者）法」(Criminal Procedure[Mentally Impaired Persons]Act 2003：ここでは手続法と略称する)、②「1992年精神保健（強制的評価及び処遇）法」(Mental Health[Compulsory Assessment and Treatment]Act 1992：ここでは精神保健法と略称する)、③「2003年知的障害（強制的保護及び社会復帰）法」(Intellectual Disability[Compulsory Care and Rehabilitation]Act 2003：ここでは知的障害法と略称する)である。

精神病者と知的障害者の双方は、法が介入する以前において、法的援助以外の救済手段を必要としていることはいうまでもない。精神病者については、危険性あるい

は自己介護能力の重大な欠如という状況がみられ、知的障害者については、意思疎通、家庭生活、コミュニティ・サービスの利用のような適応技術にかなりの欠陥があるからである。

これは意外に思われるかも知れないが、「精神障害」という用語は、ニュージーランドにおいては、法律上定義されていない。「精神障害」という概念は、確かに、「精神異常」と「知的障害」の両者を包摂するものではあるが、裁判を受けることの不適切性については、例えば、アスペルガー症候群の多くの事案では、その被告人に対する強制的処遇あるいは治療が可能ではないといったようなケースにみられるごとく、両処遇法から除外された事案において、多く見いだされるかもしれないのである。

これら3つの法律のもう1つの重要な側面は、一定期間の拘禁、あるいは特定精神保健患者もしくは危険性のない特別保護患者として、すべての期間にわたって特別保護施設に収容される被告人の法的資格に関する規定である。

また、公式文書の提出が手続法38条により要求される。これは、保釈が別個に認められるのであれば、保釈に際して行われることになる。そして、次の優先事項は、刑事施設における拘禁である。拘禁の他の形態（たとえばメーソン・クリニックへの収容）では、事前の評価を必要とすることになる。公式文書は、正式事実審理を受けることの適切性や精神異常の抗弁、あるいは量刑問題についても言及する場合があるのである。

さらに、被告人の犯罪への関与についての証明が手続きの最初に要求されることはいうまでもない。起訴を基礎づける行為または不作為が最初に見いだされない場合には、被告人は、精神障害者の手続を受けることはできないのである。簡単に言えば、犯罪行為が証明されなければ、精神状態は問題とされないということになるのである。

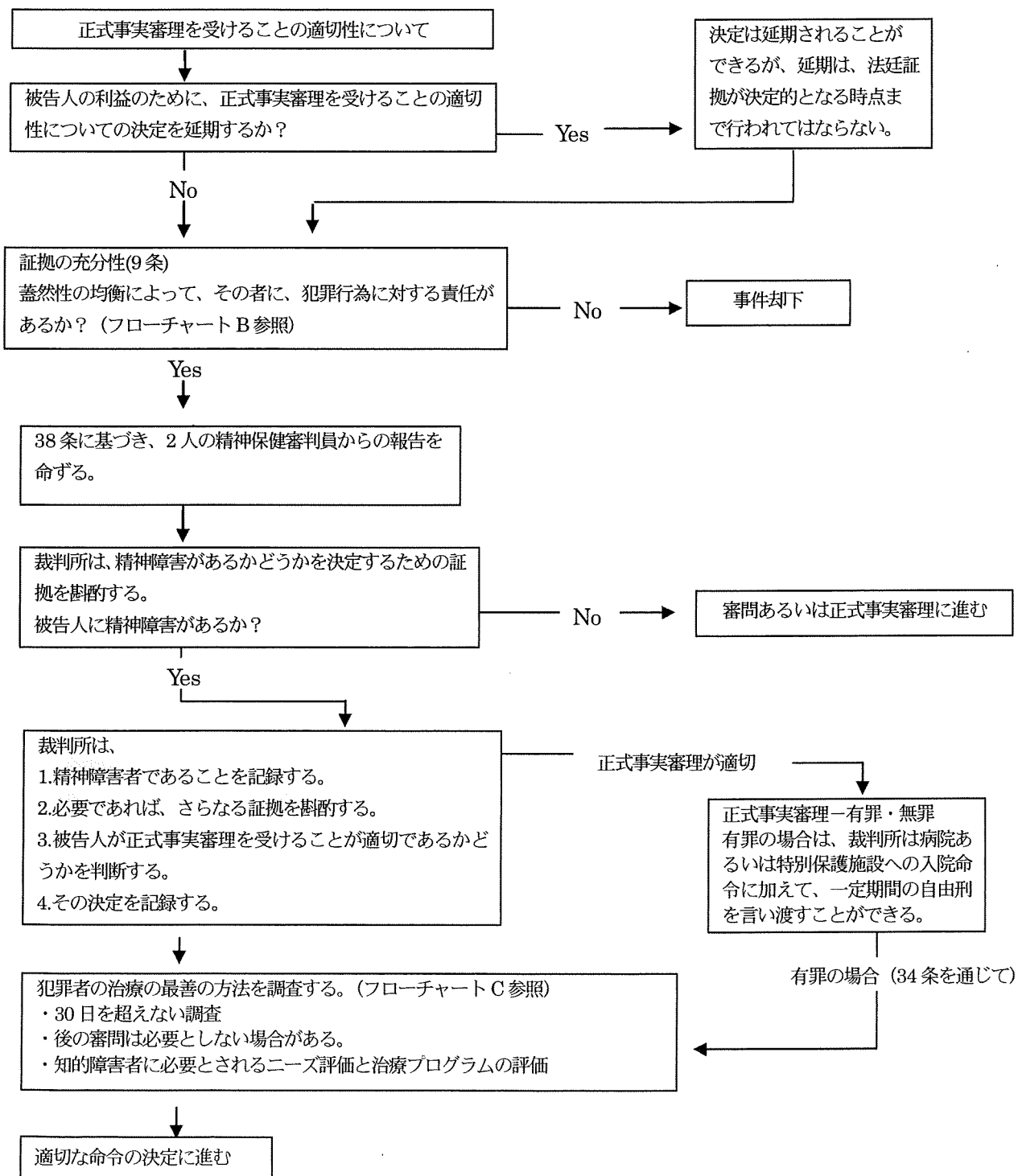
この重要な新たに設定された手続段階は、盗んだクレジットカードを使ったのか、ナイフを使ったのか、車を運転したのかなど、いろいろな前提事実が証明されていない被告人を守ることになるのである。さらに、問題となる犯罪は、罰金刑などの財産刑ではなく自由刑によって処罰可能なものでなければならないのである。

精神障害者に関する刑事手続の5段階は、トロー対ニュージーランド警察(Trow v New Zealand Police)事件において、ニコルソン判事(J. Nicholson)によって確認されている。しかしながら、第1段階に進む前に、裁判所は、被告人に、あるタイプの精神障害の可能性があるのか、それとも他のタイプの精神障害の可能性のあるのかについて注意を払うであろうし、また、通常は、専門家の鑑定書を要求するであろう。最初は、当然のことなが

ら、1つの鑑定書のみを提出することが提案されるであろうが、この鑑定書は、公式手続にのせるための証拠的基盤を提供するものとなる。最初の鑑定書に問題があることが示された場合には、2つ目の鑑定書の提出が、精神障害に関する審問の開始命令と同時に、命ぜられることになるのである。

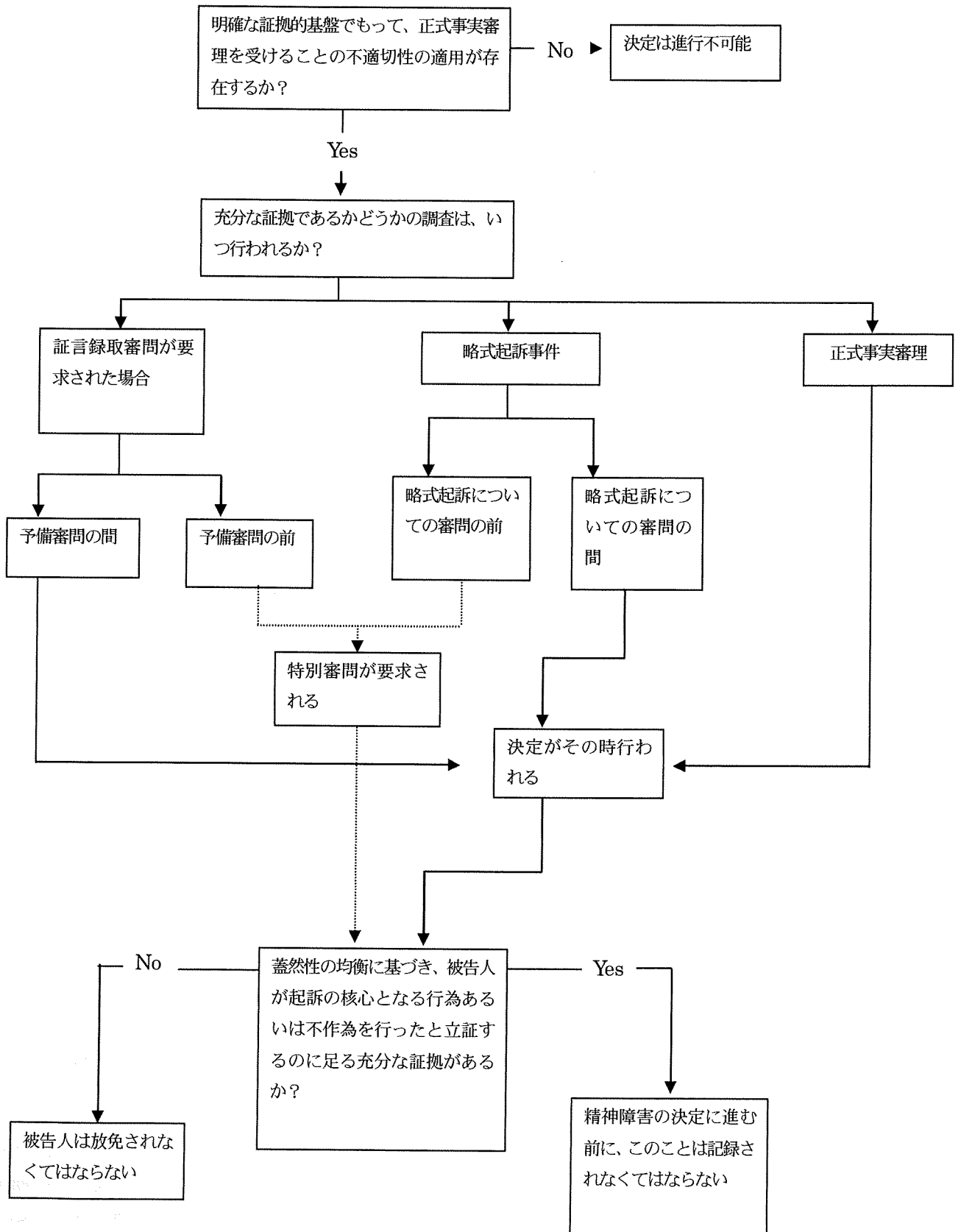
こうした精神障害者に関する刑事手続の5段階は、以下の通りである。

図1 正式事実審理を受けることの適切性：手続の概略



(1) 犯罪の証拠の充分性の決定

図2 証拠の充分性の決定 (9条 決定)



これは、まさに手続法9条に見いだされる新しい手続段階といえるものである。犯罪の証拠の充分性の決定は、略式起訴審問(summary hearing)の前、または略式起訴審問において(10条)、あるいは証言録取審問の前、または証言録取審問において(地方裁判所判事はこれを指揮しなければならない:11条)、もしくは明らかに陪審ではない正式事実審理において(12条)取り扱われなければならないのである。通常は、「特別審問」(special hearing)を開くであろう。手続法は、何らの特別な手続について規定していない。実務においては、弁護士は、証拠が、しばしば証拠書面の方法で、反対尋問によってかあるいは反対尋問なしで、証明され得ることに同意するのである。しかしながら、裁判所は「被告人に不利な証拠」を考慮しなければならないため、たとえ「同意」があったとしても、事実の概要は表面的であってはならないのである。裁判所は、起訴された犯罪の基盤を形成している行為あるいは不作為が、証明されているかどうかの評定結果を記録しなければならないのである。

証拠のより低い基準——蓋然性の均衡(on the balance of probabilities)——をここでは、適用する。この基準が満たされなければ、被告人は刑事手続あるいは処遇手続を経ることなく、放免されることになる(13条2項参照)。この基準が満たされれば、第2段階に移行するのである。

(2) 精神障害の決定

14条1項に基づき、裁判所は、2人の精神保健鑑定者(health assessors)から、被告人に精神障害があるかどうかの証拠の提示を受けなければならない。通常、精神病については、この精神保健鑑定者とは、精神科医を意味する。知的障害については、この精神保健鑑定者とは、心理学者、あるいは知的障害法4条1項に基づく、特定専門分野の鑑定者であることもある。

精神保健鑑定者による証拠は裁判所に提出されることになるが、そこでは、その証拠は当事者あるいは裁判所によって要求される場合には、反対尋問によって検証される。通常、すでに命じられた2人の精神保健鑑定者は、報告書をつくり、その内容を確認して、必要であればその内容を最新のものにし、いかなる質問にも答えることを宣誓するのである。報告書が提出されたならば、「仲裁付託の合意」(submissions:紛争当事者間の合意のこと)が斟酌されることもある。次に、裁判所は、蓋然性の均衡によって、被告人に精神障害があるかどうかを決定し、その結果を記録する。法はそのように規定してはいないが、被告人に精神障害がないと認定された場合は、刑事司法過程の次の段階に移されることになるのである。

(3) 正式事実審理を受けることの適切性の決定

正式事実審理を受けることの適切性の決定を別個の段階とすることによって、手続法は、裁判所に、独立した過程として、正式事実審理を受けることの適切性の問題に焦点を当てることを要求している。しかしながら、実務では、第2段階で証拠を提示する証人と特別審問における証人とが同じであるため、第2段階は第3段階と合体していることが多い。多くの事案では、精神障害があると認定されると、すぐに、正式事実審理を受けることが不適切であるとされるのである。

正式事実審理を受けることの不適切性は、精神障害のために、抗弁を行い、あるいは弁護士に抗弁を依頼することができないことを意味するのであり(4条1項)、またそれは、答弁を行い、法的手続の性質、目的、可能な結果を適切に理解し、弁護士と意思疎通を図ることに無能力であることを意味するのである。P対ニュージーランド警察事件において、バラグワナス裁判官(Baragwanath J)は、包括的定義として一覧表にされた、3つの無能力のタイプ以外をも注目し、オーストラリア首都特別地域の立法に含まれた、より長い一覧表に注意を払っているのである。たとえば、それは、陪審員を忌避する権利を行使し、法的手続の過程に従い、被告人に対して不利な証拠の効果を理解する能力である。

第3段階について、法は、裁判所は、両当事者に証拠を審議し提出する機会を与えなければならないと規定している(14条2項)。実務では、裁判所に提出された報告書は、2つの争点について言及することが多いようである。すなわち、精神障害の問題を取り扱う事案では、裁判所は、当事者に、何らかのさらなる証拠が必要とされるかどうか、もしくは正式事実審理を受けることの適切性とは別個の問題として、仲裁付託の合意がなされたかどうかについて尋ねるのである。

P事件では、被告人には、正式事実審理を受けることの適切性を確立するため、「挙証責任者」(proponent)としての責任があると判示されたが、ワーレン・ブルックバンクス(Warren Brookbanks)教授の見解では、争点は当事者主義の外に置かれているために、誰が法的責任を負うかについての争点は主として学問的なものであり、被告人は法的責任を要求されるべきではないとしているのである。争点は、むしろ、一方の当事者あるいは裁判官によって提起される可能性があるとするのである。

裁判所が、これは被告人の利益の観点から判断されるべきであるとする場合には、正式事実審理を受けることの適切性についての決定は、延期されることがあるのである(8条1項)。もし被告人が放免される場合には、何らの決定も行われないのである。この延期は、すべての証拠が決定的となる時点を超えることはできないのであ

る。

精神障害者が正式事実審理を受けることに適切であるとみなされ、自由刑で処罰可能な犯罪で有罪が宣告される場合には、裁判所は、34条と35条の要請に従い、犯罪者に対して、病院もしくは特別保護施設への入院を命ずることがあるのである（本文の最終段落を参照。）

(4) 調査命令

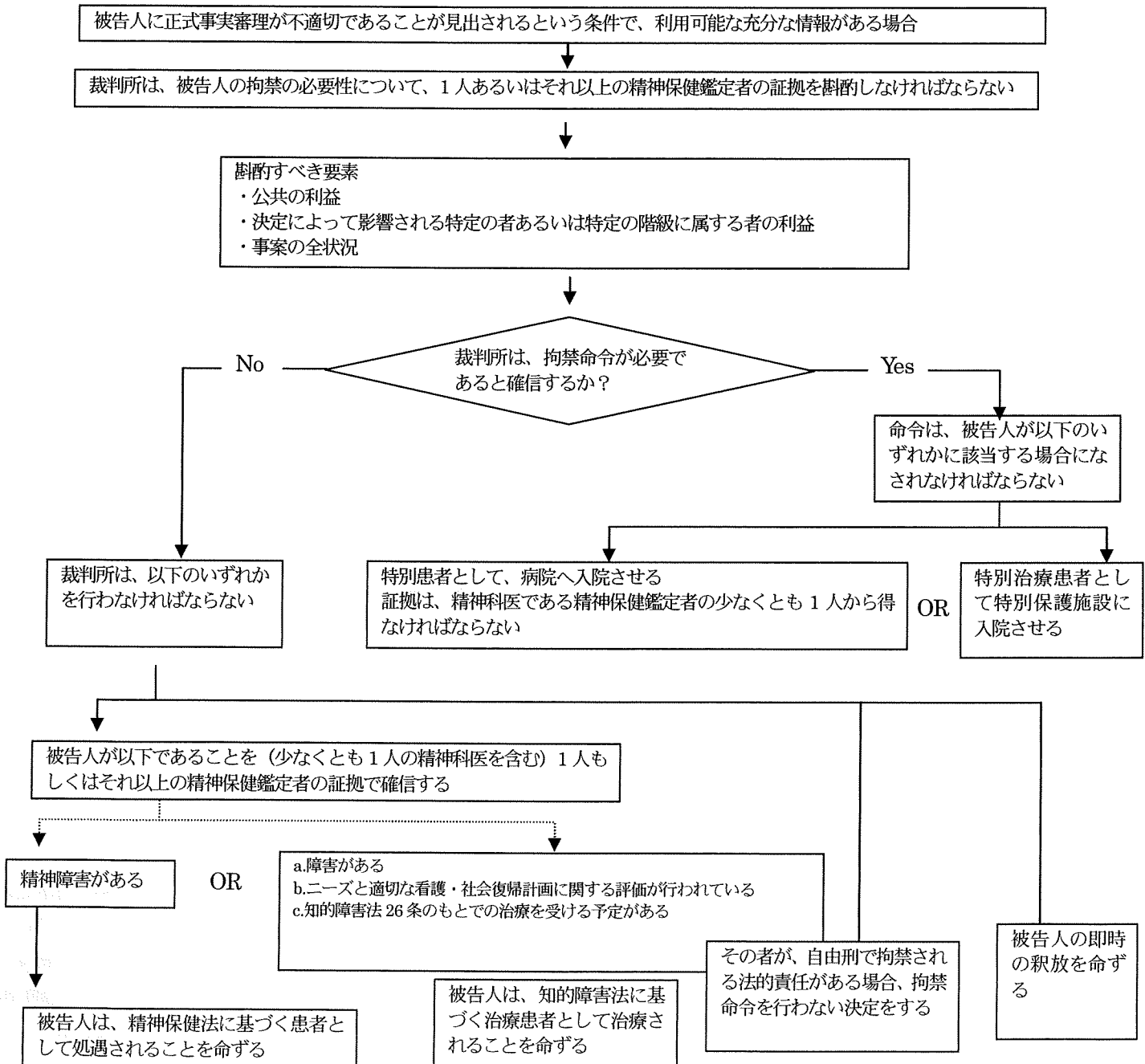
被告人が正式事実審理を受けることが不適切であると判断された場合、あるいは精神異常のために放免される場合には、裁判所は、被告人を処遇するのに最も適切な方法を決定するために調査を行うことを命じなければならない（23条1項）。これらの調査は、命令が発せられてから30日以内に完了しなければならないのである。

手続法は、調査目的のための保釈、あるいは病院や特別保護施設への再入院について規定しているが、関係当局は、すでに必要な情報を獲得しており、それを裁判所に提出している場合がある。もし裁判所に提出された情報が必要にして充分である場合には、再入院は必要ではない。

複雑な事件では、23条のもとでの保釈あるいは再入院については、調査の遂行の猶予が命じられるべきである。知的障害者については、裁判所は、調査書が提出されていない場合には、知的障害法第3編のもとでのニーズ評価と、その者が受ける治療プログラムの詳細が要求されるのである。

(5) 適切な命令の決定

図3 適切な命令の決定（手続法24-26条）



実務的な選択肢としては、危険な人物については、精神保健法のもとで特別患者として病院へ入院させるか、または知的障害法のもとで特別保護患者として特別保護施設に入院させるかである(24条参照。そこに手続が規定してある)。これらの選択肢(拘禁命令)が、最初に考慮されなければならない。

特別保護施設への入院が必要であると判断されない場合は、25条のもとで、選択肢は、以下のようになる。

- (1) 精神保健法のもとでの一般患者、もしくは知的障害法のもとでの(特別保護施設ではない施設での)特別保護患者となる。
- (2) 拘禁命令ではなく、刑務所での拘禁刑を科す。
- (3) 被告人の即時の釈放を命ずる。

各事案において、裁判所は、1人あるいはそれ以上の精神保健専門家(health professionals)からの証拠を得なければならない。精神保健法のもとでの命令が予期される場合は、この精神保健専門家は、精神科医でなければならない。知的障害の事案においては、知的障害があること、知的障害法第3編のもとでの評価がなされたこと、及び同法26条のもとでの治療プログラムを受けることについての証明がなければならない(手続法25条参照)ことになっている。

② 精神異常の認定

精神異常の抗弁は、いかなる犯罪においても利用することができる。手続法の20条は、(1)被告人が精神異常の抗弁を持ち出す場合、(2)検察官が、精神異常によって無罪とすることが唯一の合理的な裁決であることに同意し、(3)裁判官が、専門家の証拠によって、被告人が犯行時、法的に精神異常であったということに確信を得た場合には、正式事実審理あるいは審問の必要性がないことを規定している。裁判官は、精神異常のために無罪であるとの認定を記録しなければならないのである(他の条項については、20条参照されたい)。

そのような認定が行われる場合には、正式事実審理が適切でないとしてされた者と同様に、上述の(調査と拘禁命令についての)第4段階と第5段階が適用されるのである。

特別患者からの身分の変更についての決定は、保健大臣(Minister of Health)によって行われる。また、上訴の権利は、様々な段階で生じるのである(手続法16-19、20-22、29条参照)。

③ 知的障害法の対象となり得る者の他の方法について

精神異常もしくは正式事実審理に不適切であるとされた場合の他に、ある者については、自由刑の一期間として、あるいは刑の言渡しの代わりに、知的障害法の対象となることがある。それらの者は、手続法34条のもとで、強制的保護及び社会復帰命令の対象となるのである。

④ 刑務所収容と特別拘禁命令

以下のいずれかの方法で、処遇施設もしくは保護施設における安全拘禁命令を行う、新たな権限が設けられている(手続法28条と34条)。

- (1) 安全拘禁命令に加えて、拘禁刑を科す(34条1項(a))。
- (2) 刑の言渡しの代わりに安全拘禁命令を科す(34条1項(b))。
- (3) 何らかの他の事件ですでに一定期間の拘禁刑に服した者について、安全拘禁命令を科す(28条)。
- (4) 後に一定期間の拘禁刑に服する者について、安全拘禁命令を科す(28条1項)。

最近の2つの事案においては、被告人が治療施設あるいは保護施設の患者である間は、拘禁刑の刑期が進行しており、もし少しでも刑期の残りがあるならば、刑務所に戻ってその残りの刑に服することになるのである。

⑤ おわりに

以上が、ニュージーランドにおける知的障害犯罪者に対する刑事手続に関する裁判官マニュアルの全貌である。これは一般向けの説明マニュアルではなく、マッカレー裁判官がニュージーランドの全裁判官に配布したマニュアルであるため、幾分専門的ではあるが、ニュージーランドにおける知的障害犯罪者の刑事手続を知る上において、貴重な文献であると思う。この文献が、我が国の知的障害犯罪者の刑事手続を検討する際の参考資料となれば幸いである。

資料源：McElrea, F. W. M., "Bench Book Material re Criminal Procedure for Mentally Impaired Persons," *FWMM final edition*, March 5, 2007.

2)台湾視察

① 研究目的

台湾は、日本の法律をベースとし、欧米の法律を融合させて施行している国である。近年、台湾は、グローバルスタンダードに従い、日本に先行して法律や制度を確立しているため、台湾の刑事司法制度における知的障害者の流れを把握することにより、当該研究の参考になる

と思われる。したがって、本研究の目的は、刑務所に収容されている知的障害者の実態を把握することにより、警察・検察・裁判段階での知的障害者を把握し、その際、台湾における知的障害者の測定方法及び処遇方法を把握した上で、出所後、知的障害者に対して更生保護施設あるいは社会福祉施設でどのような社会復帰のための訓練が行われているか等を日本と比較検討することにより、日本の厚生労働省と法務省がどのように連携すべきかを研究することにある。

② 研究方法

各施設視察前より台湾の統計を基に研究を行い、各施設を実際に視察した上で施設の職員との情報交換を行うことにより、研究目的で説明した一連の流れに関して検証を行う。

③ 研究結果・考察

(1) 台湾視察における日程及び訪問先

a. 概要

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究(田島班)の一環として、本年3月1日から4日にかけて、本研究の分担研究者である藤本哲也を中心に、研究協力者である鮎田、野村、田崎、藤田及び研究助言者を含む総勢6名で、台湾にある知的障害者を含む刑事施設、更生保護施設及び社会福祉施設等4か所を訪問し、犯罪を行った知的障害者等に対する処遇の実態等を視察した。以下、各施設ごとに詳細を報告する。

b. 日程及び訪問先

表参照

(2) 各施設の概要

c. 更生保護施設「唯心康復之家」

i. 施設の概要

①台湾における更生保護施設について

台湾における更生保護施設の沿革は、約20年前まで遡る。当時、そのような施設の大部分は、公立病院の精神科と提携しており、「社会化」ということが考えられていなかった。1994年に健康保険制度が実施されて以降、

一般市民によって運営される方式が出現したが、未だに「脱施設化」の精神に明らかに反している大規模な施設が地方において運営されている。2003年健康保険制度が、地域社会での社会復帰サービスに対する費用を引き上げたことから、小規模施設も創設可能となり、現在もそうした事業が上手くいっている。

②「唯心康復之家」の概略について

2004年9月に設立された「唯心康復之家」は、全国に20か所ある更生保護施設の1つで、桃園の大溪老街にある。この場所は植物も多く、観音廟も近くにあることから、施設を利用する患者にとって環境の良いところに位置している。当該施設はソーシャルワーカーである藍麗惠氏の自宅であり、150坪ほどの敷地に5階建てとなっている。2~3階が女性用、4~5階が男性用に区別されていて、各部屋は定員4名で2段ベッドが設置されている。2段ベッドは、上段は若年者用、下段は障害者用というように分けて使用されている。収容者は、定員40名であり、3月1日現在、37名(男性18名、女性19名)が収容されている。その病状については、統合失調症が23名、気分障害が6名、統合失調感情障害が8名である。そして、37名のうち3名が犯罪者であった。それに対して職員は、ソーシャルワーカーが1名、看護師が3名である。施設の運営費に関しては、犯罪者を除く被収容者は費用を自費で負担するのが基本となっているが、場合によっては、被収容者に対して国から健康保険費として補填される。

ii. 処遇の目標

当該施設における処遇の重点目標は、「生存価値の追求」である。具体的内容は、3項目からなる。第1は、被収容者に関するもので、(i)友愛的環境を作り出すこと、(ii)当該施設外の定住場所を定めること、(iii)ヒューマンケアを提供すること、(iv)社会の暖かさや支援を付与すること、である。第2は、家族に関するもので、不利な家族のニーズに関心をもち、それにより被収容者への支援を強化し、ゆったりとした人間関係を再構築することである。第3は、地域社会に関するもので、(i)精神病者の生存権を尊重し許容する方法を主張し教育すること、(ii)施設収容者に人々へ加わり社会に触れること

表 日程及び訪問先

日程	訪問機関名	訪問先住所
3/1	更生保護施設「唯心康復之家」	桃園大溪鎮民權東路20號
3/2	財団法人天主教会嘉義教区附設嘉義縣私立聖心教養院	嘉義縣東石鄉港墘村60-40號
	内政部南投啟智教養院	南投縣名間鄉仁和村山腳巷1-7號
3/3	臺灣台中監獄	台中市南屯區培德路9號